

マイサポいこま

平成27年度 登録団体募集！！

地域のためにがんばっている市民活動団体をみんなで応援する制度、「マイサポいこま（生駒市民が選択する市民活動団体支援制度）」の登録団体を募集します。

※支援対象経費額の2分の1以内（上限50万円）

- ◆登録申請期間：平成27年4月上旬～（詳細な期間は広報いこまち3月1日号などで公表）
- ◆支援対象：市内で公益活動をする団体が実施する事業（1団体につき1事業）

※登録には諸要件があります。

「マイサポいこま登録団体説明会」開催！！

日時：平成27年 3月 6日(金)10時～12時
3月 7日(土)13時30分～15時30分

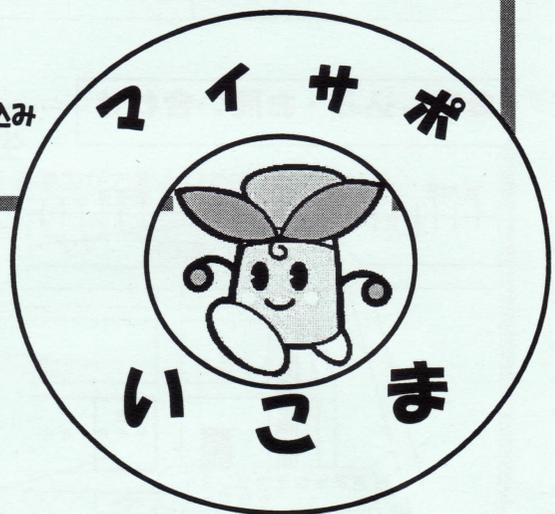
場所：コミュニティセンター4階会議室

申込不要・参加費無料

※手話通訳・要約筆記：平成27年2月20日(金)までに申込み

『個別窓口相談会』実施 ※要予約

- 期間：平成27年3月9日(月)～
- 場所：市民活動推進センターららポート



【問い合わせ】

生駒市 市民活動推進センターららポート TEL:0743-75-6000

「マイサポいこま登録団体説明会 手話通訳・要約筆記通訳申込み書」

■手話通訳希望 (マイサポいこま登録団体説明会)

希望日:	3月6日(金) / 3月7日(土)
お名前	電話番号/FAX番号
住所	E-mail

■要約筆記通訳希望 (マイサポいこま登録団体説明会)

希望日:	3月6日(金) / 3月7日(土)
お名前	電話番号/FAX番号
住所	E-mail

※お申込みにあたってお預かりする個人情報は「マイサポいこま登録団体説明会」以外の目的で使用することはありません。

個別窓口相談会 申込み書

◇個別窓口相談会 3月9日(月)～

※団体名・希望日・来所人数を記入し、希望時間に○印を付けてください。

団体名:

	希望日	来所人数	9:00 ~ 10:00	10:10 ~ 11:10	11:20 ~ 12:20	12:30 ~ 13:30	13:40 ~ 14:40	14:50 ~ 15:50	16:00 ~ 17:00
第1希望									
第2希望									
第3希望									

お申し込み・お問い合わせ

生駒市市民活動推進センター ららポート

〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目7番6号

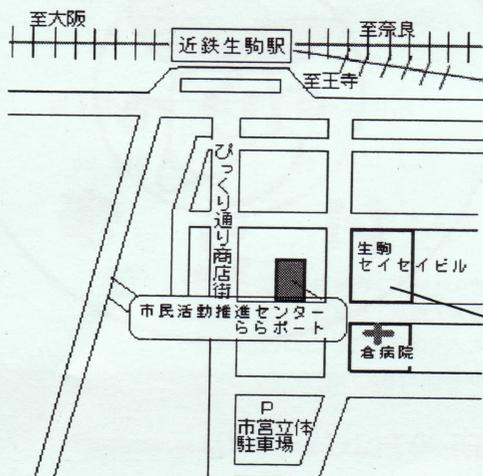
TEL:0743-75-6000 FAX:0743-75-0151

e-mail:lalaport@city.ikoma.lg.jp

開館日時 月曜日～土曜日 AM9:00～PM5:00

休館日 日曜日・祝日・年末年始

※ららポートにはオストメイトトイレがあります。



**【マイサポいこま登録団体説明会 会場】
コミュニティセンター**

生駒市元町1丁目6番12号(生駒セイセイビル内)

・近鉄生駒駅から南へ200m

・公共交通機関をご利用ください。

※コミュニティセンター及びららポートに駐車場はございません。

生駒市民が選択する市民活動団体支援制度



マイサポ いこま

って何？

地域のためにがんばっている市民活動団体を市民みんなで応援

制度の目的

この制度は、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高めていただき、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としております。

この制度により、市民活動団体は、市民の皆さまからの支援を受け、地域の課題解決に向けた公益活動を実施され、また、現時点では選択する側の市民の皆さんも、将来的には選択を受ける側になっていただけるような市民活動のさらなる発展を図っていきたくと考えています。

制度の対象となる市民活動団体

この制度における市民活動団体は、自主的かつ営利を目的としない活動を行う団体であって、福祉の増進、環境の保全、文化又はスポーツの振興、青少年の健全育成その他の社会貢献に係る活動を行う団体のうち、次に掲げる要件を全て満たしている団体です。

- (1)市内に事務所を有し、かつ、市内において活動を行っている、又は今後行う予定があること
- (2)団体の概要を定めた規約や会則、定款等があること
- (3)法令、条例などに違反する活動をしていないこと
- (4)公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (5)国又は地方公共団体の出資に係る法人等でないこと
- (6)暴力団又はその構成員の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと
- (7)宗教的活動又は政治的活動をしていないこと

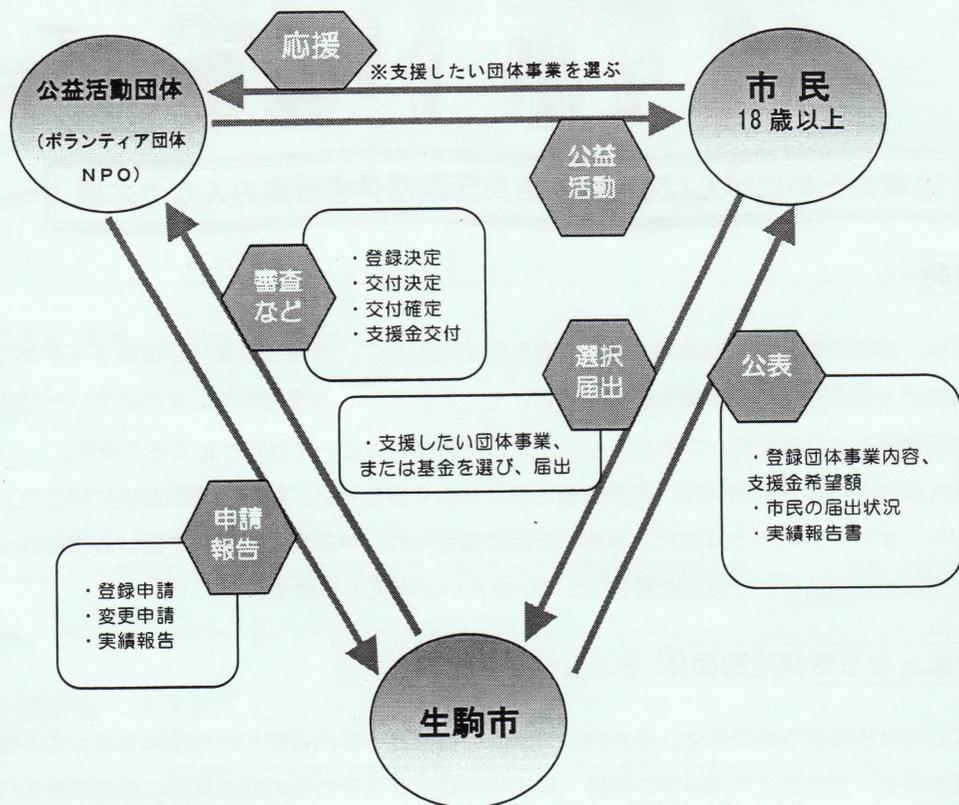
支援対象となる事業

平成27年4月1日～平成28年3月31日に実施し、完了する事業が対象となります。

1団体1事業に限ります。また、市民活動団体が行う事業であって、次の条件を全て満たしている事業です。

- (1)市内において行うものであること
- (2)特定非営利活動促進法別表に掲げる活動、その他の社会貢献に係る活動を行うものであること
- (3)営利を目的としないものであること
- (4)市民を主たる対象とするものであること
- (5)支援対象事業を行う市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと
- (6)支援金の交付を受けようとする年度に生駒市から支援対象事業に係る別の補助金等の交付を受けていないこと

制度の流れ



支援対象登録団体の選択等に係る届出（市民の選択）

【届出期間】 平成27年7月上旬～8月中旬

18歳以上の市民（※1）は、一定金額（※2）の権利を持って、支援したい団体を3団体以内で選択し（※3）届け出ることができます。ただし、特定の団体を選択することを希望しない方は、生駒市市民活動支援基金への積立てを指定し、届け出ることができます。

- ※1 平成27年6月1日現在において、生駒市の住民基本台帳に記録されている、住所が生駒市にある18歳以上の者
- ※2 平成27年6月1日現在における当該年度分の個人市民税額の合計額の1%相当額を、同日現在の18歳以上の市民の数で割り戻したものを「市民1人当たりの支援金の額」といいます。

参考（26年度） 平成26年度分の 個人市民税の合計額の1%相当額は80,536,792円
 平成26年6月1日現在の18歳以上の市民の数は99,470人
 1人当たりの支援金の額は809円でした。

個人市民税の合計額の1%相当額
 ↓
 $80,536,792 \text{ 円} \div 99,470 \text{ 人} = 809 \text{ 円} \leftarrow \text{「市民1人当たりの支援金の額」}$
 ↓
 平成26年6月1日現在の18歳以上の市民の数

- ※3 1団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の全額（809円）
- 2団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の2分の1（404円）
- 3団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の3分の1（269円）がそれぞれの団体への支援金の額となります。